



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*19 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 1313 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明明 (森林整備課) 2
- 1314 " (") 2
- 1315 " (") 2
- 1316 道路の供用開始 (道路保全課) 3
- 1317 道路の区域変更 (") 3
- 1318 道路の供用開始 (") 3

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第19号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月29日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車禁止等の規制の適用除外車両)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)標章(別記様式第3号の2。以下「歩行困難者用標章」という。)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの。ただし、オにあっては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級に該当する障害を有するもの又はこれらの者に準ずる者として公安委員会が認めたもの</p> <p>イ~オ 略</p> <p>3~6 略</p>	<p>(駐車禁止等の規制の適用除外車両)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)標章(別記様式第3号の2。以下「歩行困難者用標章」という。)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの。ただし、オにあっては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定める障害の等級に該当する障害を有するもの</p> <p>イ~オ 略</p> <p>3~6 略</p>

別表第1（第5条関係）

障害の区分	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別	恩給法別表第1号表の2に定める重度障害の程度
略		

別表第1（第5条関係）

障害の区分	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別	恩給法別表第1号表の2に定める重度障害の程度
略		

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1313号

令和4年農林水産省告示第1552号（以下「告示第1552号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
久保富治
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1552号のとおり

和歌山県告示第1314号

令和4年農林水産省告示第1553号（以下「告示第1553号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
尾崎優子
尾崎一朗
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1553号のとおり

和歌山県告示第1315号

令和4年和歌山県告示第1127号（以下「告示第1127号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

奈目良亀四郎
坂本智子
黒田幸八

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1127号のとおり

和歌山県告示第1316号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字湯浅字北町23番2地先から同町大字湯浅字北町22番1地先まで

供用開始の期日 令和4年12月1日

和歌山県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中万呂字田中代548番1地先から同市下万呂字片山1003番2地先まで	旧	3.80 } 14.30	582.90	無名橋 L=4.80
同上	旧	13.40 } 25.60	551.20	
同上	新	13.40 } 25.60	551.20	

和歌山県告示第1318号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡みなべ町高野字上ノ平530番1地先から同町高野字靱穴553番1地先まで

供用開始の期日 令和4年11月29日